

警報等の発表・解除された場合の登校について

春暖の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、警報等が発表・解除された場合について、市のガイドラインの変更がありましたので、下記の通りに対応します。各家庭におかれましても、下記の基準に従って判断していただきますようお願いいたします。

※HPにも同様の内容が掲示していますのでご覧ください。

記

1. 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00まで	自宅待機(注1)	7:00まで	通常通り登校(注2) 大雪警報 積雪の状況を判断し必要な措置をとる(注3)
登校後	学校で状況を判断し、必要な措置をとる(注4)	7:00を超過	臨時休校

(注1)自宅待機の際の留意点

保護者が家庭にいない場合は、日頃から最寄りの知人等に保護をお願いしておいてください。

(注2)登校の際の留意点

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施に努めます。ただし、解除後も災害が著しいなど、登校に危険が予想される場合は、学校の判断で臨時休校・登校時間を遅らせるなどの措置をとります。

(注3)大雪警報発表時の対応

暴風警報と異なり、大雪の場合は大雪警報が解除された後も積雪の状況により登校が困難な場合(学校の敷地内の適切な場所を観測地点として、その場所の積雪量が一定基準(大雪警報に準じて20センチメートル程度)に達する場合は臨時休校とします。

(注4)学校で状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

- 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の場合⇒以下の点をふまえ、帰宅・学校待機・避難などを判断します。
 - ①通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認します。なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、対応を協議しておきます。
 - ②通学路周辺の民家、在宅保護者から、通学路状況等の安全について情報提供を求めます。
 - ③保護者への引き渡しを行う場合は、事前に提出していただいている「家庭環境調査表」を用いて、生徒の引き渡しを行います。特に支援を要する生徒については配慮します。
- 台風の進路等で暴風警報発表が予想される場合は、速やかに帰宅させることがあります。
- 台風の予想進路等状況によっては、翌日の臨時休校等の措置を行う場合があります。

2 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)、大津波警報、津波警報、震度5強以上の地震発生に対する対応

発表された場合	
時刻	対応
登校前	<p>臨時休校</p> <p>○登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。(ただちに命を守る行動をとる)</p> <p>(具体的には)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ(大雨(浸水害)・大雨(土砂災害)・津波・高潮以外)
登校後	<p>学校待機</p> <p>○生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、措置をとる。(ただちに命を守る行動をとる)(注5)</p> <p>※保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。</p>

※特別警報解除後(翌日以降)は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、臨時休校の措置をとる場合もあります。

※登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集するとともに、通学路等周囲の安全を十分に確認の上、保護者の出迎えなどを含めた下校措置等の適切な処置をとります。

(注5)【震度5強以上の地震発生の場合】

ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えがあるまで学校待機の措置をとります。

ただし、津波の発生が予測される場合は、くるべき官衙遺跡への避難措置を行います。

【特別警報の創設による地震初動警報体系】

気象庁からは、「緊急地震速報を発表する条件」は「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は、「震度6弱以上」となっています。

(注5)の対応は、震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は、十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

- ① 生徒を安全性の高い場所(教室棟の3階以上または久留倍官衙遺跡)に移動させ、安全を確保します。
- ② 市災害対策本部から新しい指示がある場合は、教育委員会より「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「C4th Home&School」等でその対応について連絡します。
- ③ 生徒の下校については、保護者の出迎えがあるまで学校待機をとり、保護することを原則にします。また、津波(大津波)警報発表時には、津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行いません。引き取りに来た保護者の方も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。

なお、津波(大津波)警報発表時の対応については、次の地区の学校を対象とします。

(本校は、四日市市が発表している津波避難マップにより、津波浸水の可能性のある地区です)

富洲原、富田、大矢知、羽津、橋北、中部、塩浜、日永、楠

※ 対象地区外であっても、十分に情報を確認し、公的機関の指示に従うこと。

【津波注意報の場合】

- ① 臨時休校とはなりません。
- ② 沿岸部等で課題活動を実施している場合には、海岸近くから離れる等、安全を確保してください。

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、津波注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会が、市災害対策本部（危機管理課）と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線（移動系）」「防災用緊急電話連絡網」「学校掲示板」「学校保護者連絡システム（Home&School）」等で、各学校に連絡をします。
- ② 下校時間になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報・暴風雪警報に対する対応」の場合に準じます。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、記録的短時間大雨情報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応（「1」「2」以外）

周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により、上記1、2に準拠して生徒の安全確保のため必要な措置をとります。この場合も、教育委員会との連絡、調整に努めます。

【大雪注意報】

積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対する対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

【土砂災害警戒情報】

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）等が発表された場合、特に洪水浸水想定区域（本校は該当）及び土砂災害警戒区域にある学校については、洪水時の避難確保計画及び土砂災害に関する避難確保計画に記載した避難誘導に関する事項にもとづき、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。四日市市から避難情報が発令された場合は、速やかに事前に定めてある避難場所へ避難する等の対応をとります。

【各種注意報・警報等】

各種注意報・警報等についても、十分に情報を収集し、周囲の状況に応じて、適切な措置をとります。

中学校 「大雨警報」発表時における部活動での安全確保について

（令和2年10月 市教委通知より）

1 週休日及び休日

午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。

なお、活動中に「大雨警報」が発表された場合、管理職へ連絡して気象情報等をもとに状況を判断し、速やかな下校や学校での待機等、生徒の下校時の安全確保を優先して、必要な措置をとる。

2 朝練習

午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、生徒の通学における安全確保のため、部活動の朝練習は中止とする。また、「大雨警報」が発表される可能性がある場合、事前に朝練習の中止を決定する。

特に、月曜日の朝練習の実施については、週休日等に生徒への連絡が困難になることから、悪天候が予想されるときは、すべての部活動で朝練習を実施しないことを原則とし、できる限り金曜日の時点で、生徒への周知を図る。

4 熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)発表時における対応

熱中症特別警戒アラートが三重県に発表された場合
※前日の14時頃に発表されます。

臨時休校(四日市市内全公立小中学校)

※臨時休校をお知らせする通知は本市教育委員会より Home&School にて行います。

≪熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)発表の流れ≫

例

三重県内全ての『暑さ指数情報提供地点』〔注1〕において、7月9日の最高暑さ指数(WBGT値)〔注2〕が35に達すると予想される場合

- 7月8日の14時頃：環境省から発表

→『7月9日 熱中症特別警戒アラート』

※Home&School にて臨時休校を通知します。

↓三重県では県内12か所

- 7月9日：臨時休校(市内全公立小中学校)

※熱中症特別警戒アラートは一日中(0:00~23:59まで)

継続されます。途中で解除されることはありません。

※〔注1〕県内に12か所設置されている。〔注2〕気温とは異なる。湿度、気温、周辺の熱環境の3つを取入れた指標。

【休校中の留意点について】

保護者が家庭にいない生徒や冷房設備のない家庭については、最寄りの知人等に保護をお願いしてください。また、避難施設を、平素から保護者の方で確認しておいてください。

【参考】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の開放について

四日市市では、熱中症特別警戒アラート発表時に暑さを一時的にしのぐ場所として、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を開放します。ご利用を検討される場合は、四日市市ホームページにてご確認ください。(下記URL・QRコードより閲覧できます)

【四日市市ホームページ】「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について」

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1715759349155/index.html>



5 伊勢・三河湾に、津波注意報が発表された場合の対応

市教育委員会が、市災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を「防災行政無線(移動系)」「防災用緊急電話連絡網」「四日市市学校保護者連絡システム(Home&School)」「文書連絡機能」で、各学校に連絡をします。それを参考に生徒の安全を確保します。

6 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。
「学校保護者連絡システム（Home&School）」等ですぐに保護者の方への連絡を行うことが困難です。
また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「学校保護者連絡システム（Home&School）」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全を確認し、授業実施に向けた対応を速やかに行います。
- ② 在校中に緊急情報が発信された場合は、生徒に迅速な避難行動（近くの建物に避難する、地面に伏せて頭部を守るなど）を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理課）等から出される情報の収集をします。

今後、予測される状況に応じて生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとし、生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ生徒の引き渡しを行います。

- ① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

気象庁が、「南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合」と、「観測された異常な現象の調査結果を発表する場合」に、南海トラフ地震臨時情報を発表します。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき

- ・注意対応を取りながら学校活動を継続します。ただし、発生した地震による被害や地震関連情報等の状況によっては、下校や休校の措置を講じる場合もあります。

調査の結果によって、下記の（１）～（３）の対応を取ります。



- （１）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
市内全ての公立小学校・中学校を1週間臨時休校となります。⇒登校後は保護者引き渡し
- （２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき
・注意対応を取りながら学校活動を継続します。⇒状況により下校や休校もあり
- （３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されたとき
・平常の学校活動を継続します。

お願い

- ・緊急の場合は、「Home&School」の配信をする予定です。しかし、配信不能になる場合も考えられます。津波や洪水のおそれがあり学校内での避難では危険な場合は、学校から「くるべ官衙遺跡」へ避難を行うことを覚えておいてください。
 - ・災害発生時は、電話が混み合うことが予想されます。学校への電話での問い合わせは極力ご遠慮ください。
 - ・登下校に関しては、テレビやラジオ報道や近隣の情報など十分注意して判断し、安全をご確認ください。
- 富田中学校 電話059-365-4118